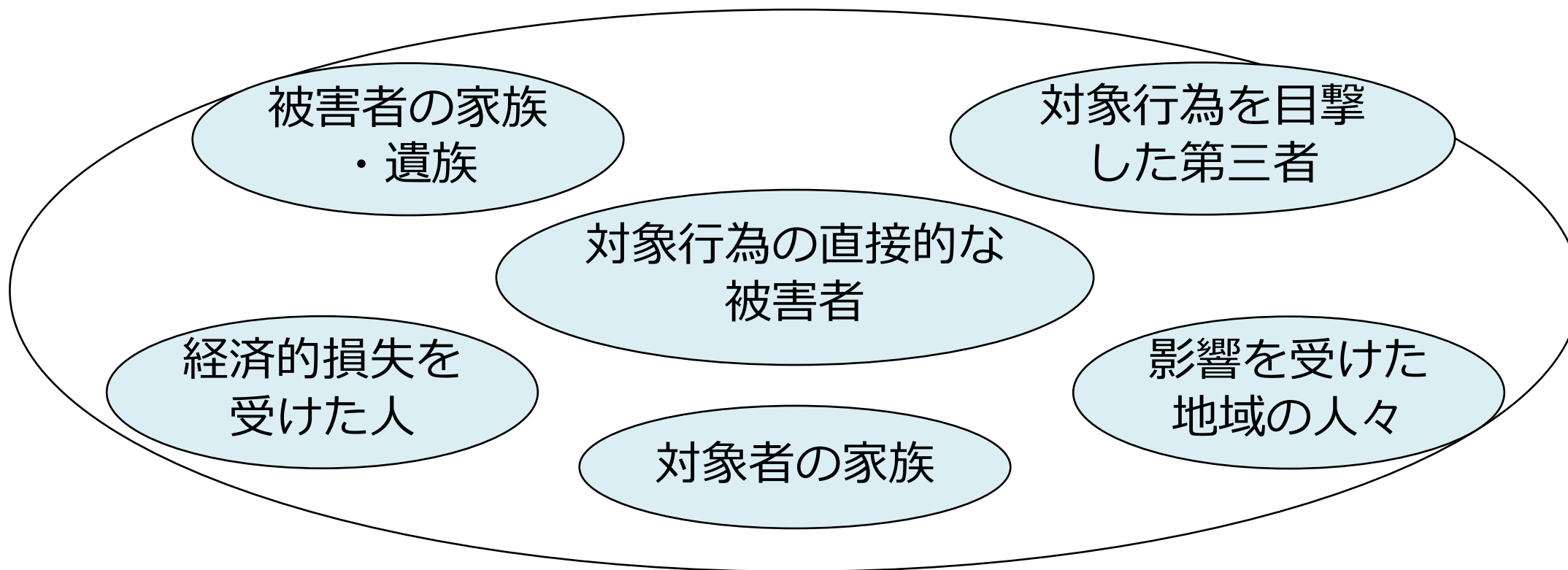


令和6年度 厚生労働省科学研究費補助金「医療観察法における退院後支援に資する研究」
分担研究「医療観察法に必要な人材育成に関する研究」
医療観察法医療に関わる支援者向け研修動画

被害者の視点

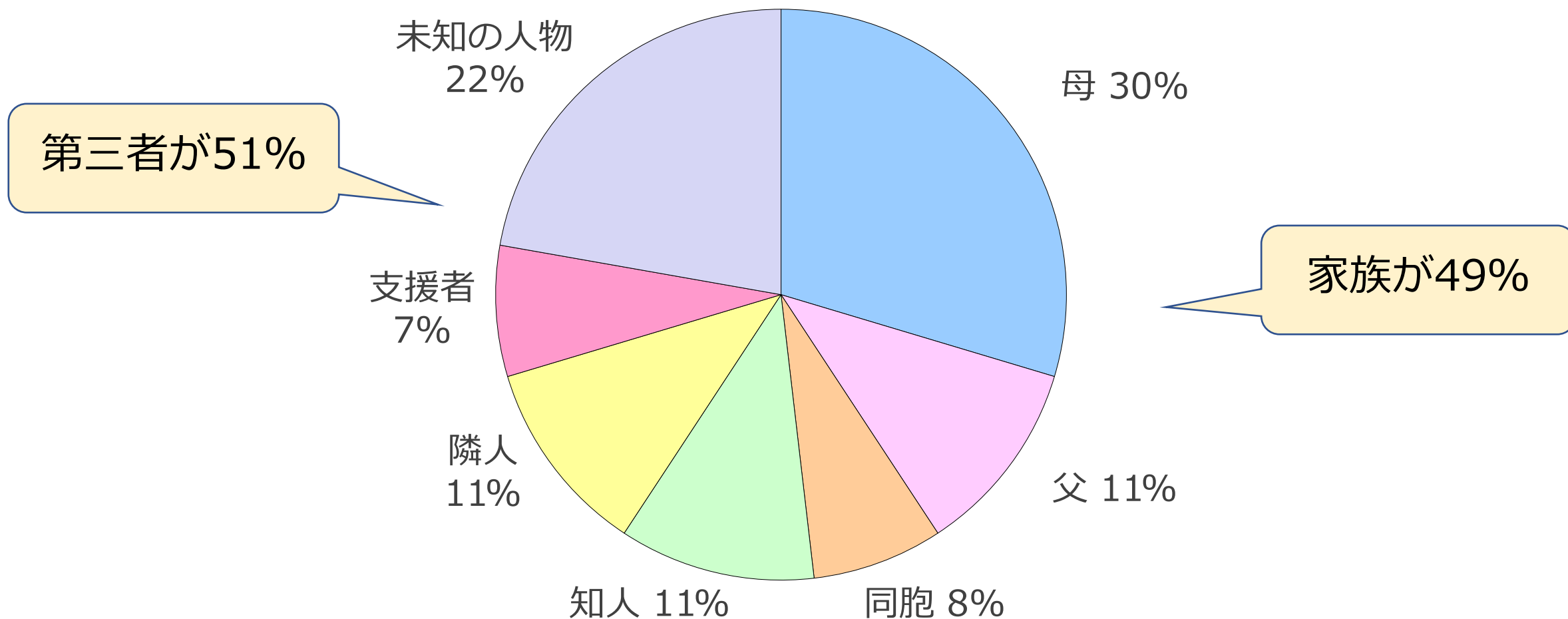
北海道大学病院附属 司法精神医療センター
賀古 勇輝

医療観察法における被害者



医療観察法は対象者の社会復帰を目的としたものであるが、
対象者の治療・ケアに関わる医療者・支援者は、
そこに被害者がいることを忘れてはならない

北大病院附属司法精神医療センター入院患者の 対象行為の被害者（放火を除く）



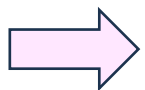
医療観察法における「家族」

- 対象者の家族は. . .

しばしば

加害者の家族	であり、
直接的な被害者	でもあり、
被害者の家族	でもあり、
ときには 遺族	でもある。

- 家族は、罪責感、後悔、無力感、恐怖、トラウマ、怒り、恥などさまざまな感情を抱え、自身の治療、転居、損害賠償、失業など複数の困難に直面する。
- しばしば、誰にも相談できず、孤立してしまう。
- 非常に特殊でストレスフルな状況に置かれた家族に対して手厚い支援が必要である。

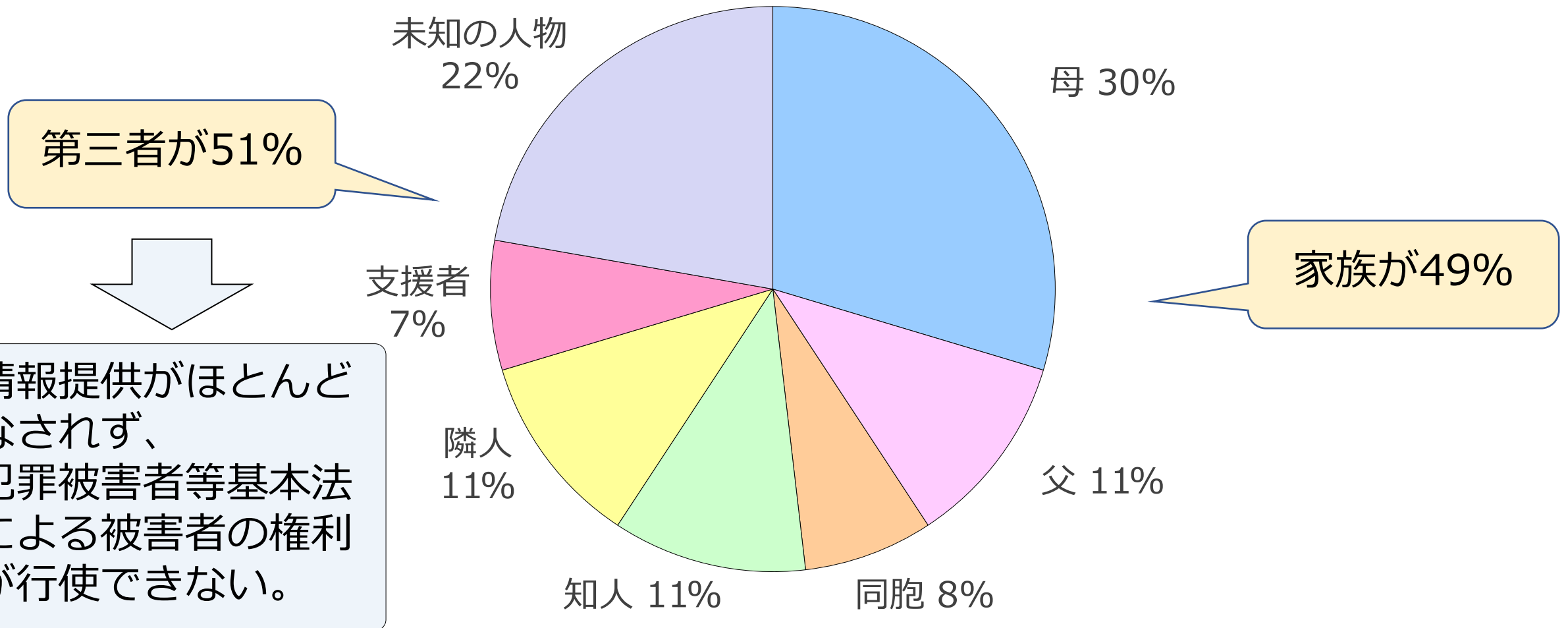


「家族支援」の研修動画を是非ご参照ください。

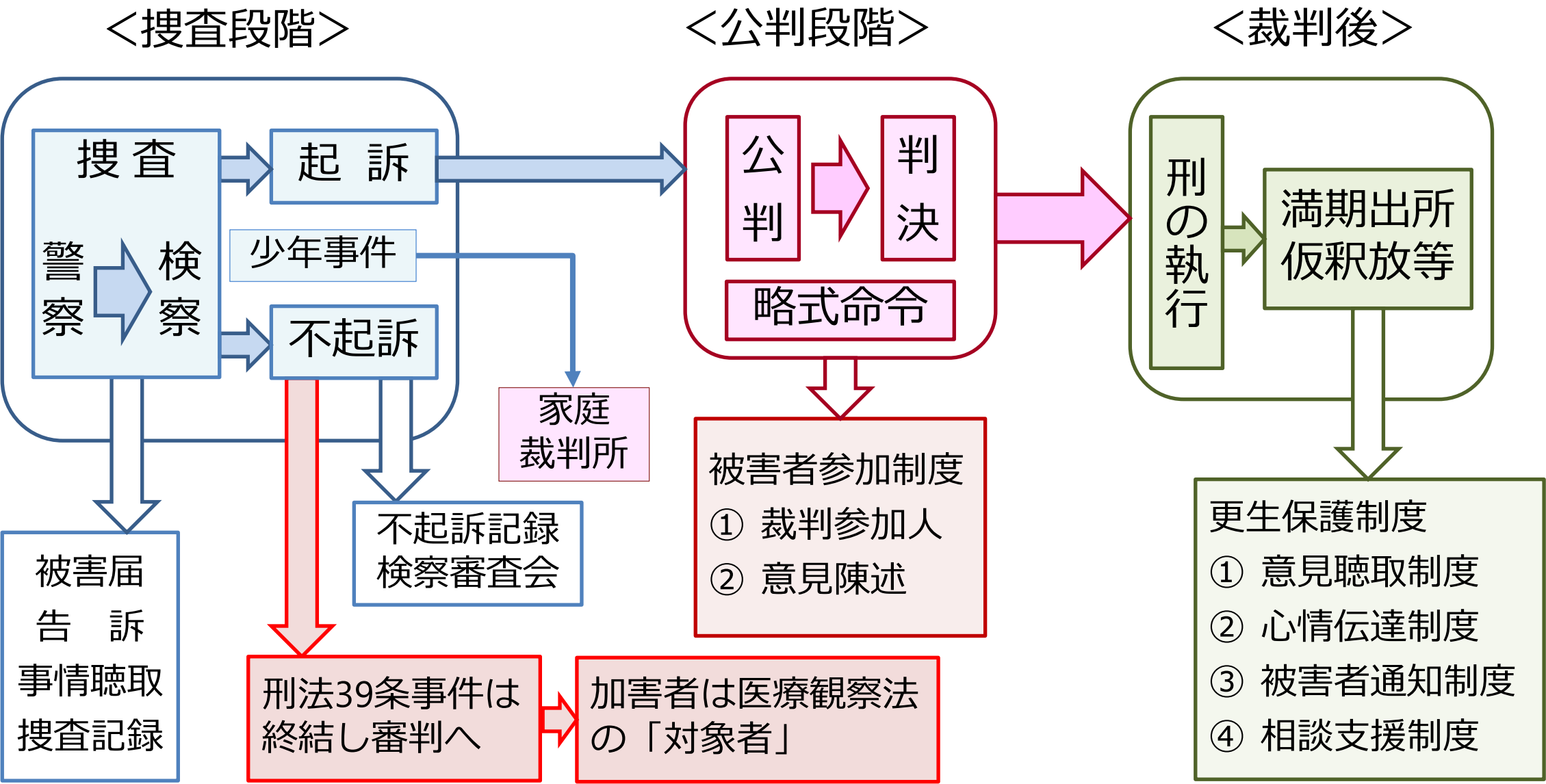
医療観察法における家族支援

- 医療者から家族への丁寧な説明
 - 社会復帰調整官だけに任せない
 - 精神保健福祉士だけに任せず、すべての職種で
- 家族への心理教育
 - 遠方で来院できない家族に対しても
 - オンラインなどの工夫
- 家族との面会の際の配慮（特に家族が被害者の場合）
 - 家族の恐怖心、トラウマなどに目を向ける
- 家族の集い・家族会
 - 一般の家族会にも参加しにくい家族の心情の理解
 - 保護観察所や指定入院医療機関で家族の集いを行っていることもあるが、単発であったり、期間限定的であるなど十分とは言えない。

北大病院附属司法精神医療センター入院患者の 対象行為の被害者（放火を除く）



司法手続きと犯罪被害者支援の流れ



医療観察法における被害者支援のハードル

＜医療観察法の目的＞

- 医療観察法は、対象者に対する処罰を判断する法律ではなく、対象者の病状改善、社会復帰が目的。

＜対象者の人権・個人情報保護への配慮＞

- 審判は非公開、精神障害者に必要な配慮（第31条）
- 事件記録や証拠品の閲覧・謄写の禁止（第32条）

＜被害者への配慮＞

- 被害者の申し出があった場合は裁判所は審判傍聴を許可できる（第47条）
- 被害者の申し出があった場合は対象者の氏名・決定期日・理由等を示す審判決定通知書の交付（第48条）
- 必要に応じ、対象者の社会復帰を促進する観点から、対象者の同意に基づき、地域住民や被害者等に提供可能な情報の範囲を定める。
（地域処遇ガイドライン）

刑法39条で不起訴処分になると

1. 「刑事事件」として終結 ➡ 裁判は開かれず「事件」は「事故」扱いとなる
2. 「加害者」は消える ➡ 「加害者」は医療観察法の治療「対象者」となる
3. 「被害者」も消える ➡ 「犯罪被害者等基本法」の権利が行使できない

被害者の権利・支援の格差

被害者の権利・支援制度		起訴	不起訴
被害者参加制度	公判に参加して意見を述べる	○	×
心情等の意見陳述制度	被害や事件についての心情を述べる	○	×
損害賠償命令制度	民事訴訟による損害賠償請求支援	○	×
公判記録の閲覧・コピー		○	×
被害者等通知制度	事件の処分結果、処遇情報の提供	○	△
犯罪被害者給付制度	故意の犯罪による被害への給付金	△	△

法務省保護局長通達（抜粋）（平成30年6月25日）

◆ 医療観察制度における被害者等に対する処遇段階等に関する情報の提供について

医療観察法に定める対象行為の被害者等の権利利益の保護の充実を図るため、平成30年7月9日から下記のとおり実施することとした。

- 従来のガイドラインに加え、対象者の処遇段階等に関する情報について、被害者等からの情報提供の希望があった場合、保護観察所から提供することとする。
- 情報提供の内容は、対象者の**氏名、処遇段階、担当保護観察所、通院処遇中の対象者と保護観察所との直近6カ月間の接触状況（面接及びケア会議の回数）**。
- 情報提供は、対象者の社会復帰の促進の見込みにかかわらず、また、**対象者の同意なく**、行うものであるが、情報提供することが相当でないと認められる場合には、情報提供しないこと。

➡実施状況：H30年12件、R元年11件、R2年15件、R3年30件、R4年22件、R5年29件

医療観察制度における 被害者の方々のための 情報提供制度



法務省保護局

情報提供制度

加害者が医療観察制度の対象となった場合、
保護観察所から加害者の情報の提供を受けられる制度があります。

ご利用の流れ

■利用できる方

- ① 医療観察法に定める対象行為の被害を受けた方
- ② 被害を受けた方の法定代理人
- ③ 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
- ④ ①～③に当たる方から委託を受けた弁護士

保護観察所への
申出書の提出受付

まずは最寄りの保護観察所にお問合せください。
申出書の提出の際には、ご本人であることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。
また、申出をなさる方が被害を受けたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類があります。



受理

情報提供

加害者を担当している保護観察所から書面の郵送などにより情報を提供します。情報提供の時期と内容は、以下のとおりです。



情報提供の時期と主な内容

継続的に情報の提供を希望される方には、
1回の申出で処遇の終了時まで情報が提供されます。

① 申出時（※）

- ▶ 加害者氏名
- ▶ 処遇段階（入院／地域処遇）・開始年月日
- ▶ 担当保護観察所

② 担当保護観察所変更時

- ▶ 新たに担当することになった保護観察所

③ 退院許可決定による 地域社会における処遇の開始時

- ▶ 地域社会における処遇の開始年月日

④ 地域社会における 処遇期間中（6か月ごと）

- ▶ 加害者と保護観察所との接触状況

⑤ 医療観察法による処遇の終了時

- ▶ 終了日・事由

※申出時に、加害者に対する医療観察法による処置が既に終了している場合は、終了日・事由等について提供します。

情報提供の時期と主な内容

継続的に情報の提供を希望される方には、
1回の申出で処遇の終了時まで情報が提供されます。

① 申出時（※）

- ▶ 加害者氏名
- ▶ 処遇段階（入院／地域処遇）・開始年月日
- ▶ 担当保護観察所

② 担当保護観察所変更時

- ▶ 新たに担当することになった保護観察所

③ 退院許可決定による 地域社会における処遇の開始時

- ▶ 地域社会における処遇の開始年月日

④ 地域社会における 処遇期間中（6か月ごと）

- ▶ 加害者と保護観察所との接触状況

⑤ 医療観察法による処遇の終了時

- ▶ 終了日・事由

※申出時に、加害者に対する医療観察法による処置が既に終了している場合は、終了日・事由等について提供します。

被害者・遺族への情報提供

- 元々、本人の同意があれば情報提供は可能であることが地域処遇ガイドラインに明記されている

「必要に応じ、対象者の社会復帰を促進する観点から、対象者の同意に基づき、地域住民や被害者等に提供可能な情報の範囲を定める」

- ➡ 北大司法精神医療センターの入院中の社会復帰期ステージの患者で、被害者が第三者であった対象者に対して、「もし被害者や遺族から情報提供の依頼があった場合、同意するか？」という質問をしたところ、ほとんどの患者が同意
- ◆ 内省が深化し、しっかりリカバリーした患者では、同意する患者が少なくないと思われる
- ◆ 現時点では、実際に情報提供する際に誰がどのように行うかは何も指針がない

医療観察法に関わる医療者・支援者が被害者支援に対して何ができるのか？

- 被害者や遺族、社会に対して説明のできる恥ずかしくない実践をしなければならない
- 対象者の治療を考える時に、被害者や遺族の視点を頭の片隅に入れておくべき
- 対象行為日（ときには命日）にMDTでの面談を組むなど、被害者側の立場を忘れさせないような取り組みを
- 被害者である家族に対するサポートにもっと力を入れるべき
- 医療者・支援者は被害者の声を聞く機会（講演会、書籍など）を積極的に持つべき
- われわれが被害者に対してできることは、対象者をしっかり治療して回復させることである

参考ウェブサイト・図書・文献

- 医療観察法と被害者の会（通称：がじゅもりの会）
<https://www.iryokansatsuhohigaisha.jp/>
- さっぽろ犯罪被害者等援助センター <https://hiro-himawari.net/>
- 全国犯罪被害者の会（あすの会） <https://www.navs.jp/index.html>
- 法務省保護局「医療観察制度における被害者等の方へ」
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo07_00002.html
- 法務省「犯罪被害者の方々へ」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html
- 犯罪被害と「回復」：求められる支援／伊藤富士江編著／現代人文社
- こころのナース夜野さん第6巻／水谷緑著／小学館
- 賀古勇輝：刑法39条事件の被害者・遺族支援について，司法精神医学18(1)：56～60，2023

おわりに

被害者・遺族の救済なくして加害者への差別・偏見を解消することはできない。

加害者支援と被害者支援は対立関係ではなく
一体として取り組んでいくものである。